



淡路基署発 0705 第 1 号
令和元年 7 月 5 日

淡路労働基準協会長 殿

淡路労働基準監督署長



転倒災害の防止に向けた取組について（協力要請）

－「STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱」改正による転倒災害の防止－

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、休業4日以上之死傷災害のうち最も件数が多い転倒災害の減少を図るため、厚生労働省と労働災害防止団体の主唱により「STOP！転倒災害プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を実施しているところです。

しかしながら、転倒災害は依然として休業4日以上之死傷災害の中で最も件数が多く、転倒災害は3年連続で増加しており、2022年までに休業4日以上之死傷災害を2017年比で5%以上減少させることを目標とした第13次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、「STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱」（以下「要綱」という。）が別添1のように改められ、転倒災害防止対策のより一層の推進を図るため、下記を踏まえた取組を行いますので、御了知いただくとともに、貴団体におかれましても、当該取組と連携して、転倒災害防止について、傘下の会員事業場に対する周知啓発、支援等に、各団体の実情に応じて、取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

記

1 近年の転倒災害の発生状況について

(1) 業種との関係

表1のとおり、平成27～30年の転倒による休業4日以上之死傷災害のうち、第三次産業で発生したものの占める割合は6割を超え、断続的に増加し、平成27～30年で約25%増加した。

表1 業種別転倒災害発生状況 単位：人、()内は割合

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全産業	25,949	27,152	28,310	31,833
うち建設業	1,546 (6%)	1,512 (6%)	1,573 (6%)	1,616 (5%)
うち製造業	4,681 (18%)	4,977 (18%)	5,088 (18%)	5,637 (18%)
うち陸上貨物運送事業	2,047 (8%)	2,050 (8%)	2,240 (8%)	2,651 (8%)
うち第三次産業	16,295 (63%)	17,269 (64%)	18,077 (64%)	20,331 (64%)

出典：労働者死傷病報告

(2) 災害発生月との関係

平成30年の休業4日以上死傷災害のうち、転倒によるものの月別の発生状況は表2のとおりであり、特に1～3月の積雪や凍結が多い時期に災害が多く発生している。平成27年から平成30年までの転倒災害による休業4日以上死傷者数と降雪が多い道県の県庁所在地（札幌市、青森市、盛岡市、秋田市、山形市、新潟市、富山市、金沢市、福井市、長野市、鳥取市及び松江市）における1～3月及び12月の降雪量の関係は表3のとおりであり、転倒災害と降雪量は相関関係にある。

表2 月別転倒災害発生状況（平成30年） 単位：人

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
4,563	3,196	2,674	2,170	2,229	2,357	2,505	2,281	2,507	2,488	2,366	2,497

出典：労働者死傷病報告

表3 転倒災害と降雪量の関係

	転倒による死傷者数	13都市の降雪量（※1）
平成27年	25,949人	2,047cm
平成28年	27,152人	2,445cm
平成29年	28,310人	2,955cm
平成30年	31,833人	3,562cm

(3) 被災者の年齢・性別との関係

平成30年の休業4日以上死傷災害のうち、発生件数の多い事故の型（転倒、墜落・転落、動作の反動・無理な動作）について、年齢別・男女別の発生状況は表4のとおりであり、他の災害と比べて、転倒災害では高齢の女性で顕著に多く発生している。これは、高齢の女性では、転倒すると休業4日以上死傷となることが多いものと考えられる。

表4 主な災害の年齢別・男女別の発生状況 単位：人

	～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳～		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
転倒	154	104	1,066	706	1,674	990	2,931	2,415	3,436	5,781	4,367	8,209	13,628	18,205
墜落・転落	186	55	1,460	354	2,378	363	4,210	796	4,222	1,190	4,731	1,276	17,187	4,034
動作の反動・無理な動作	129	92	1,402	951	2,068	1,147	2,375	1,865	1,977	2,023	1,461	1,468	9,412	7,546

出典：労働者死傷病報告

2 要綱改正の主な内容について

(1) サービス業などの第三次産業への留意

転倒災害は第三次産業で特に多く発生していることから、関係団体への協力要請や、事業場への指導については、サービス業をはじめとする第三次産業に対して重点的に実施すること。

(2) 準備期間の設定

積雪や凍結による転倒災害を防止するために2月を重点取組期間としていたが、当該重点取組期間は廃止する。一方、降雪が多い地域においては、地域の気象状況等を踏まえ、降雪が本格化する前に、冬季に向けた転倒災害防止対策について、要綱5(3)に掲げる事項を中心に、事前に準備を進めること。

(3) 労働者の年齢・性別に応じた対策について

高齢の女性労働者が多い事業場においては、これらの者からの意見を参考にしつつ、事業場内の転倒リスクの重点的な点検、当該労働者への注意喚起を徹底すること。

(4) 他の事業場の好事例、視聴覚教材の活用について

「職場のあんぜんサイト」に掲載している「見える」安全活動コンクールに応募された転倒防止対策・活動事例を参考に、自らの事業場に適している対策の導入を検討すること。

平成30年度に作成した転倒・腰痛防止用視聴覚教材（「職場のあんぜんサイト」に掲載）を活用し、労働者に繰り返し注意喚起すること。